

地方行政サービス改革の取組状況等（令和4年4月1日現在）

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
112119	埼玉県	本庄市	都市Ⅱ-1

(1)民間委託

		【参考】	
	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率 全国(市区町村分)委託率
本庁舎の清掃			100.0%99.4%
本庁舎の夜間警備			100.0%98.2%
案内・受付			100.0%86.3%
電話交換			93.2%90.2%
公用車運転			88.9%87.6%
し尿収集			100.0%98.1%
一般ごみ収集			97.0%97.2%
学校給食(調理)			78.8%73.2%
学校給食(運搬)			98.3%91.0%
学校用務員事務			37.5%38.2%
水道メーター検針			100.0%98.9%
道路維持補修・清掃等			97.1%97.2%
ホームヘルパー派遣			100.0%99.2%
在宅配食サービス			100.0%99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%99.8%
ホームページ作成・運営			98.5%98.1%
調査・集計			90.2%96.2%

※令和4年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(3)窓口業務

総合窓口の設置		窓口業務の民間委託	
設置状況	設置済	委託状況	委託予定無し
BPRの手法を用いた業務分析		業務改革効果	
取組状況			

【参考】		類似団体		全国(市区町村分)	
総合窓口設置率	委託率	総合窓口設置率	委託率	総合窓口設置率	委託率
20.3%	42.0%	15.3%	28.8%		

(4)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況	対象部局				対象業務				【参考】	
実施済	委託有	首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計	実施率	委託率
		○	○	○		○	○	○	○	50.7%	8.7%
「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。 【人口が5万人未満の団体は回答不要】										全国(市区町村分)	
										実施率	委託率
										35.7%	3.5%
BPRの手法を用いた業務分析		業務改革効果									
取組状況											

(2)指定管理者制度等の導入

		【参考】	
	公の施設数	制度導入施設数	導入率
体育館	2	2	100.0%
競技場 (野球場、テニスコート等)	15	11	73.0%
プール	0	0	
海水浴場	0	0	
宿泊休業施設 (ホテル、国民宿舎等)	0	0	
休業施設 (公衆浴場、湯・山の家等)	0	0	
キャンプ場等	0	0	
産業情報提供施設	0	0	
展示場施設、見本市施設	1	1	100.0%
開放型研究施設等	0	0	
大規模公園	1	1	100.0%
公営住宅	15	0	0.0%
駐車場	1	0	0.0%
大規模公園、斎場等	0	0	
図書館	2	0	0.0%
博物館 (美術館、科学館、天文館、動物園等)	3	0	0.0%
公民館、市民会館	11	0	0.0%
文化会館	2	1	50.0%
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	0	0	
特別養護老人ホーム	0	0	
介護支援センター	0	0	
福祉・保健センター	2	1	50.0%
児童クラブ、学童館等	7	0	0.0%

令和4年度の管理代行制度導入に向けて、埼玉県住宅供給公社と協議中。

「無料であること」、「閑雑な設備であり、その維持管理も経費がかかること」から、制度を導入する効果がないと思われるため。

業務内容の専門性や継続性の観点から、学芸業務を担う自治体職員の配置は必須と考える。

老朽化に伴う必要な修繕を行っているために自治体職員が常駐することで、状況の把握が迅速で対応もスムーズである。また、地域住民等のニーズを聞く機会が多いことで、今後の政策に反映しやすい利点がある。

公共施設再配置計画の方針に基づき検討を進める。複合施設としての在り方を考慮し、職員配置についても考えていく。

保健センターは専門的な事業を実施しているため、自治体職員(保健師等)が運営すべき施設である。そのため、指定管理者制度の導入は検討していない。

どのような条件で指定管理者制度を導入するのが効果的か検討中のため。

(5)自治体情報システムのクラウド化

実施済	○	類型	
		自治体クラウド	○
		単独クラウド	○

【参考】	
実施率(類似団体)	
自治体クラウド	単独クラウド
29.0%	78.3%
全国	
自治体クラウド	単独クラウド
46.5%	53.5%

(6)公共施設等総合管理計画

策定済	○	策定予定		策定予定時期	
-----	---	------	--	--------	--

【参考】	
類似団体	全国(市区町村分)
策定割合	策定割合
100.0%	99.9%

(7)地方公会計の整備

作成済	○	作成予定		作成完了予定年度	0
-----	---	------	--	----------	---

【参考】	
類似団体	全国(市区町村分)
作成割合	作成割合
91.3%	91.4%

(注1)統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2)「作成済」の※印は、平成30年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により令和元年度中に財務書類の作成を行う団体